



緑区台村町土地 公募貸付実施要項

一般競争入札方式（駐車場用途限定）

（この入札に参加するためには事前の申請が必要です。）

令和7年6月

横 浜 市 財 政 局

— 目 次 —

I 概要（募集から契約までのスケジュール）	…	3
II 貸付実施要項	…	5
III 入札実施要項	…	9

資料

契約書見本	…	11
質疑書	…	15
公有財産貸付申請書	…	16
入札書	…	17
貸付土地返還届	…	18
位置図・案内図	…	19
測量図（駐車場範囲）・現地写真	…	20
駐車場範囲及び管理範囲	…	21
お問合せ先	…	22

I 概 要

次の市有地について、保有資産の有効な利活用及び市の財源確保の一環として、貸付期間中継続して平置き貸駐車場を運営管理する事業を行える事業者を公募し、価格競争入札を行います。

1 貸付物件（土地）

所在地番	貸付面積	備 考
横浜市緑区 台村町 130 番 1 内	駐車場範囲※1 449.51 m ² 管理範囲※2 2,121.70 m ² 駐車場範囲及び管理 範囲については別添 資料「駐車場範囲及 び管理範囲」を必ず ご確認ください。	用 途 地 域： 準住居地域（60/200） 貸 付 期 間： 令和7年8月1日から 令和10年7月31日まで（3年間） 更 新 の 可 否： 否 最低入札価格： 月額113,276円（駐車場範囲 449.51 m ² ×252円） ※管理範囲2,121.70 m ² は無償 入札保証金： 免除 貸 付 条 件： 「Ⅱ 貸付実施要項」参照 車 輛 出 入 口： 北西側市道 現 況： 更地（外周番線柵、一部防草シート及びロープ柵）

※1 駐車場範囲は、現況の防草シート敷設部分になります。

※2 管理範囲は、借受人負担による清掃及び除草等の表面管理が必須となります。本市によるイベント等での使用を想定していますので、借受人による収益行為等には使用できません。

2 スケジュール

受 付	令和7年6月6日（金）～令和7年6月17日（火）必着 ※「 公有財産貸付申請書 」及び添付書類を書留・簡易書留郵便で提出 （宛先）〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 ※持参される場合は、横浜市庁舎12階 財政局ファシリティマネジメント推進課に提出（受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時、土・日・祝日除く）
質疑受付・回答	受付：令和7年6月10日（火）まで必着（「 質疑書 」持参又は郵送） 回答：令和7年6月13日（金）までにホームページ上で回答
申込者の資格審査	令和7年6月27日（金）まで ※審査結果は、応募申込者へ文書により通知。資格審査については、Ⅱ 貸付実施要項「9 応募者の資格審査」参照
入札書の提出	令和7年7月1日（火）まで必着 ※「 入札書 」を財政局ファシリティマネジメント推進課に書留・簡易書留郵便で提出 宛先は、郵送による受付と同じ ※持参される場合は、受付と同じ
開札（立会い任意）	令和7年7月3日（木）午後2時～ 【開札場所】 横浜市庁舎13階 13-S03 会議室
借 受 人 の 決 定	令和7年7月16日（水）まで
契 約 書 押 印	令和7年7月30日（水）まで必着

	※「 契約書 」を押印のうえ財政局ファシリティマネジメント推進課へ提出
--	--



貸付料の納付	令和7年7月31日（木）まで ※本市の発行する「 納入通知書 」により、 <u>3年分の貸付料を全額納付</u>
--------	--



貸 付 開 始	令和7年8月1日（金）から ※貸付期間の初日に現況のまま借受人に引渡し
---------	--

※今回の公募では、駐車場範囲の一部分の貸付、貸付期間が3年未満の貸付は行いません。

※応募申込がない場合は令和7年6月30日（月）午前9時から先着順の公募となります。

Ⅱ 貸付実施要項

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 本要項記載の貸付条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

2 貸付物件の用途指定

主として近隣向けの平置き貸駐車場として自ら使用すること。

駐車場の一部で運営するカーシェアリングサービス及び借受人が直接設置する自動販売機や当該駐車場の看板等は設置可能です。設置する場合は、土地利用計画書に内容を記載してください。

駐車場設置は、現況の防草シート敷設部分のみとし、必要に応じて、外周の番線柵及び防草シートを撤去の上で使用してください。（撤去した防草シートは廃棄してください。）

3 貸付の期間と更新

- (1) 貸付期間
令和7年8月1日から令和10年7月31日まで（3年間）
- (2) 貸付期間の更新
なし

4 貸付料

(1) 貸付料の決定方法

本市の基準により算出した価格を最低入札価格として入札を実施し、落札価格を月額貸付料とする。貸付期間中の月額貸付料は原則として入札時と同額とする。

当物件は消費税課税対象のため、月額貸付料のほか、消費税および地方消費税相当分を納めること。

(2) 貸付料の計算方法

月額によるものとし、貸付初日から起算した貸付満了月の月末までに端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算する。

(3) 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、3年分を本市が定める期日までに納付すること。

5 契約条件

契約には別表のとおりの条件を付し、借受人はこれを誠実に履行するものとする。

6 現地確認

物件の現地確認は応募者において行うものとし、入札参加にあたっては物件の現状を承知したものとする。

※ 現地確認にあたっての届出は要しませんが、近隣に迷惑がかからないよう配慮をお願いします。また、物件の現状を変更する行為は禁止します。

7 質疑

(1) 質疑の方法

質疑がある場合は、「質疑書」(様式1)を質疑受付期間中に財政局ファシリティマネジメント推進課に書留・簡易書留郵便で郵送又は持参して提出するものとする。

(宛先)〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 管財担当

宛先左横には、「緑区台村町土地公募貸付質疑書在中」と記載してください。

封筒裏面には必ず差出人の住所・氏名を記載してください。

※持参される場合は、横浜市庁舎12階 財政局ファシリティマネジメント推進課に提出

(受付時間:午前9時~12時、午後1時~5時、土・日・祝日除く)

(2) 質疑受付期間

令和7年6月10日(火)まで必着とする。(持参の場合は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、横浜市財政局ホームページに掲載する。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/>

8 申込等

(1) 申込に必要な書類(申込者が法人の場合)

ア 公有財産貸付申請書一式

① 公有財産貸付申請書(様式2)

② 事業計画書及び土地利用計画書(※様式はありません)

③ その他必要な資料(使用目的・事業内容が分かるもの)

イ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

ウ 印鑑証明書

エ 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出)

オ 地方税の納税証明書

法人市民税の納税証明書(申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分)

カ 財務諸表の写し(直近2年間分)

(2) 申込に必要な書類(申込者が個人の場合)

ア 公有財産貸付申請書一式

① 公有財産貸付申請書(様式2)

② 事業計画書及び土地利用計画書(※様式はありません)

③ その他必要な資料(使用目的・事業内容が分かるもの)

イ 印鑑登録証明書

ウ 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出)

エ 地方税の納税証明書

個人市民税の納税証明書(令和4年度及び令和5年度の2年度分)

オ 破産者でないことの証明書

カ 成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書

キ 確定申告の際の提出書類一式の写し(直近決算2年間分)

(3) 受付期間は、令和7年6月6日(金)~令和7年6月17日(火) 必着とする。

受付期間中に財政局ファシリティマネジメント推進課に書留・簡易書留郵便で郵送又は持参して提出するものとする。

(宛先)〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 管財担当

宛先左横には、「緑区台村町土地公募貸付申請書類在中」と記載してください。

封筒裏面には必ず差出人の住所・氏名を記載してください。

※持参される場合は、横浜市庁舎 12 階 財政局ファシリティマネジメント推進課に提出
(受付時間：午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時、土・日・祝日除く)

- (4) 受付期間中に申込みがない場合には、令和 7 年 6 月 30 日 (月) 午前 9 時から、先着順により申込み (最低入札価格以上の金額を提示) を受け付けることとする。

受付開始時点 (午前 9 時) において申込者が複数ある場合は、最高の貸付料を提示した申請者と契約を締結する。なお、同額である場合はくじにより決定することとする。

9 応募者の資格審査

(1) 審査方法

受付期間に申込を済ませた応募者を対象に、提出書類を基に資格審査を行う。資格審査で全ての審査項目が適正とされた応募者を入札参加者とする。

(2) 審査項目

ア 入札参加資格

「1 入札参加資格」を満たしているか。

イ 応募書類

「8 申込等 (1) または (2)」の応募書類に不備がないか。応募書類上、使用目的が「2 貸付物件の用途指定」に合致するものか。

(3) 審査結果

応募申込者へ通知するものとする。

10 入札

「入札書」(様式 3) を使用し、封筒に入札書を入れて封をし、財政局ファシリティマネジメント推進課に書留・簡易書留郵便で郵送または持参して提出するものとする。

令和 7 年 7 月 1 日 (火) まで必着とする。

詳細は、「Ⅲ 入札実施要項」のとおり。

※ 入札書に記載する金額は、1 か月間の貸付料の金額です。

(税抜の金額としてください。)

(宛先) 〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 管財担当

宛先左横には、「緑区台村町土地公募貸付入札書在中」と記載してください。

封筒裏面には必ず差出人の住所・氏名を記載してください。

※持参される場合は、横浜市庁舎 12 階 財政局ファシリティマネジメント推進課に提出
(受付時間：午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時、土・日・祝日除く)

11 開札 (立会い任意)

令和 7 年 7 月 3 日 (木) 午後 2 時 横浜市庁舎 13 階 13-S03 会議室

※ 開札の立会い (会場への来場) は任意ですが、会場の都合上、1 名でお願いします。

個人の場合は身分証明書、法人の場合は社員証又は名刺のご提示を求める場合があります。

12 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

最低入札価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、最高の価格で複数の者が並んだ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。入札者のうちくじを引かない者があるとき (当該入札者がいないときを含む) は、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

(2) 入札結果の公表

入札の結果 (入札てん末) は、財政局ホームページで公表する。

13 契約手続

- (1) 落札者は、公有財産賃貸借契約書に記名押印し、3年分の貸付料を本市が発行する納入通知書により納付するものとする。
- (2) 契約の締結及び履行にかかる一切の費用は借受人の負担とする。

14 物件の引渡し

貸付物件は、現況のまま、貸付期間の初日に借受人に引き渡す。

15 物件の維持保全

借受人は物件の返還までの間、善良な管理者としての注意をもって、物件の維持保全につとめるものとし、これにかかる経費は借受人の負担とする。なお、近隣からの陳情等は借受人が責任を持って対応すること。

16 物件の返還

- (1) 借受人は貸付期間が満了するまでに物件及び工作物（外周の番線柵等）を原状または本市の指示する状態に回復すること。防草シートについては、敷設を要しないことを基本とするが、土地の状況等により本市が指示を行うことがある。
- (2) 借受人は物件の返還にあたり、本市職員による確認を受けた上で「貸付土地返還届」（様式4）を提出すること。

17 解約の申入れ

借受人は、貸付期間中にやむを得ず契約解除を希望する場合は、貸付期間の貸付料全額を納入したときに限り、書面により契約解除を申し入れることができる。

18 貸付料の精算

契約が解除された場合において、本市は未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、貸付物件を公用又は公共の用に供するため、本市が貸付契約を解除し、未経過期間にかかる貸付料が1,000円以上の場合は、これを返還する。

Ⅲ 入札実施要項

第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書（駐車場用途限定）（見本）及び本要項を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札は所定の入札書により、封書にして入札期限までに提出しなければなりません。

第4条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、申込時に提出の印鑑証明書と同じ印での押印又は押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」を記載するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第5条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
- 2 参加資格のない者による入札
- 3 提出期限を過ぎて入札書が到着したもの又は提出期限を過ぎて入札書を持参してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低入札価格を下回る金額の入札
- 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
- 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入及び申込時に提出の印鑑証明書と同じ印での押印、又は押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の記載がないもの
- 8 入札書のコピーの最初に「¥」がないもの又は金額について記入がないか金額を訂正したもの
- 9 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当するもの
- 10 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第7条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第8条 落札者は、最低入札価格（月額）以上の価格で最高のものもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第9条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第10条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

別 表

条 件	内 容	違 約 金 等
使用目的	貸付地を約定した使用目的以外に使用しないこと。	貸付物件の時価の9%に相当する額
現地管理について	貸付物件における駐車場範囲に加えて、管理範囲についても、定期的な維持保全（維持修繕、清掃、除草等）に努め、良好な状態に保つよう管理すること。また、近隣住民からの陳情等には責任を持って対処すること。	—
本市の使用について	管理範囲は、本市がイベント等で使用することがあるため、その使用に支障がないよう協力すること。 ※管理範囲は借受人による収益行為等には使用できません。	—
転貸・権利譲渡の禁止	あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除き、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をしないこと。	貸付物件の時価の9%に相当する額
原状変更の禁止	あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除き、契約で定めるもの以外の建物その他工作物の設置や貸付地の原状を変更してはならないこと。	貸付物件の時価の3%に相当する額
実地調査等	当該貸付契約に係る市の調査に協力すること。	貸付物件の時価の3%に相当する額
原状回復義務	貸付期間の満了時、又は契約が解除された場合に、借受人の負担で貸付地を原状、又は横浜市が指示する状態に回復すること。	—
損害賠償義務	借受人の故意又は過失で市に損害が発生した場合、その損害を賠償すること。	損害相当額。 契約解除又は期間終了後に返還しない場合は貸付料相当額の3倍。
有益費等の放棄	返還時に借受人が負担した必要費、有益費が存在する場合でも、市に償還等の請求ができないこと。	—
契約の解除	① 市は、借受人が契約に定める義務に違反した場合に契約を解除できること。 ② 市は、貸付地を国、地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に供する必要が生じた場合に市が契約を解除できること。 ③ 借受人は、契約期間にかかる貸付料全額を納入した場合に限り、契約解除の申入れを書面ですることができること。	—

公有財産賃貸借契約書（駐車場用途限定）（見本）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在	区 分	数 量	備 考
横浜市緑区台村町130番1内	土 地	449.51㎡	駐車場範囲
		2,121.70㎡	管理範囲

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件（ただし、管理範囲は除く）を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとりの用途（平置き貸駐車場の運営）に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年8月1日から令和10年7月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付期間にかかる貸付料は、金〇〇〇〇〇〇円（年額〇〇〇〇〇円、月額〇〇円）とする。

（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇〇円（年額〇〇〇〇〇円、月額〇〇円））

（貸付料の納付）

第6条 乙は、甲が発行する納入通知書により3年分の貸付料全額を甲の定める期日までに納付しなければならない。

2 前項に定める貸付料の計算方法は、月額を基準とし、貸付期間が1か月に満たないとき又は貸付期間に1か月未満の端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算する。

（貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

第7条 乙は、第5条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金の計算において、年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。

4 前3項により計算した違約金の額に100円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合はその全額を切り捨てる。

(物件の引渡し)

第8条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を乙に引き渡したものとする。

(契約不適合)

第9条 乙は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、既往の貸付料の減免、履行の追完請求、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(貸付物件の一部滅失)

第10条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、滅失又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

2 乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。

3 前2項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は仮設物などに賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、第3条に定める利用目的のための転貸はこの限りでない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

第13条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。近隣からの陳情等には、乙が責任を持って対処するものとする。

2 乙は、貸付物件が乙の責に帰すべき事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならない。

(1) 貸付料の納付がないとき。

(2) 第11条、第12条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反したとき。

(3) その他甲が必要と認めるとき。

(違約金)

第15条 乙は、第4条の定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第11条第2項又は前条に定める義務に違反した場合
貸付物件の時価の3%に相当する額
- (2) 第3条、第11条第1項、第12条に定める義務に違反した場合
貸付物件の時価の9%に相当する額

2 前項に定める違約金は違約罰であって、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次に掲げる場合において、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務に違反した場合
 - (2) 貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合（地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の5第4項）
 - (3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したとき。
 - ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある
 - (4) 第11条第2項の規定により現状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときの当該部分
- 2 乙は、第4条に定める貸付期間（契約期間）にかかる貸付料全額を納入した場合に限り、この契約を解除することができる。

(原状回復)

第17条 乙は、第4条に定める貸付期間の満了日又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは甲の指定する期日までに、通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗及び経年変化を除き、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て返還しなければならない。

(貸付料の精算)

第18条 甲は、この契約が解除された場合は、未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、第16条第1項第2号に該当し、その額が1,000円以上の場合はこの限りでない。

(損害賠償等)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、第16条第1項第2号の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第238条の5第5項に規定に基づきその補償を請求することができる。
- 3 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第16条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないと

きは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ貸付料額の3倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第16条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(特約条項)

第24条 第2条に定める貸付物件における管理範囲について、本市がイベント等により使用する場合は、乙は、その使用に支障がないよう協力すること。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人(甲) 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
契約事務受任者
横浜市財政局長 松井 伸明

借受人(乙)

(様式1)

質 疑 書

(緑区台村町土地公募貸付)

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

応募申込予定者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）
担当者氏名
電話番号
FAX番号

質問事項	質問内容

(提出先) 財政局ファシリティマネジメント推進課

電話 045 (671) 3806

公有財産貸付申請書

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

申込人 住所（又は所在）
 氏名（又は名称）
 （代表者名）
 担当者氏名
 電話番号
 F A X 番号

次のとおり財産（土地）の貸付を願いたく、関係書類を添えて申請します。

種 別	土 地	新 規
表 示	緑区台村町130番1内	
	地 目 宅地	地 積 駐車場範囲 449.51m ² 管理範囲 2,121.70m ²
使用目的	平置き貸し駐車場の運営	
貸 付 期 間	令和 7 年 8 月 1 日から 令和 10 年 7 月 31 日まで（3年間）	
貸 付 料	別途入札により決定	
添付書類	(1) 事業計画書及び土地利用計画書 (2) その他必要な書類	
特 記	私は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、のいずれでもないことを誓約します。	

(提出先) 財政局 ファシリティマネジメント推進課

電話 045 (671) 3806

入札書

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

一般競争入札による市有財産の貸付について、公募実施要項に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

種 別	土 地	新 規
物 件	緑区台村町130番1内	
	地 目 宅地	地 積 駐車場範囲 449.51m ² 管理範囲 2,121.70m ²

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

	本件責任者		担当者	
部署名(任意)				
羽 計				
氏 名				
電 話				

(注意)

- 押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」を記載してください。
押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない若しくは不備や訂正がある場合又は記載された担当者等の在籍が確認できない場合は、無効とします。
- 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載してください。両方記載がない場合は、無効とします。ただし、同一の人物である場合は「同左」でも可とします。
- 入札金額は、**1か月間の貸付料(消費税抜きの価格)**で記載してください。
- 入札金額は、アラビア数字で記入し、金額の最初に必ず「¥」を記入してください。
- 入札金額を書き損じた入札書は、無効となります。
- 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

横浜市	横浜市担当者名	
使用欄	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	電話・メール・対面(本人確認書類)
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

(様式4)

貸付土地返還届

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

申込人 住所(又は所在)
氏名(又は名称)
(代表者名)

担当者氏名
電話番号
FAX番号

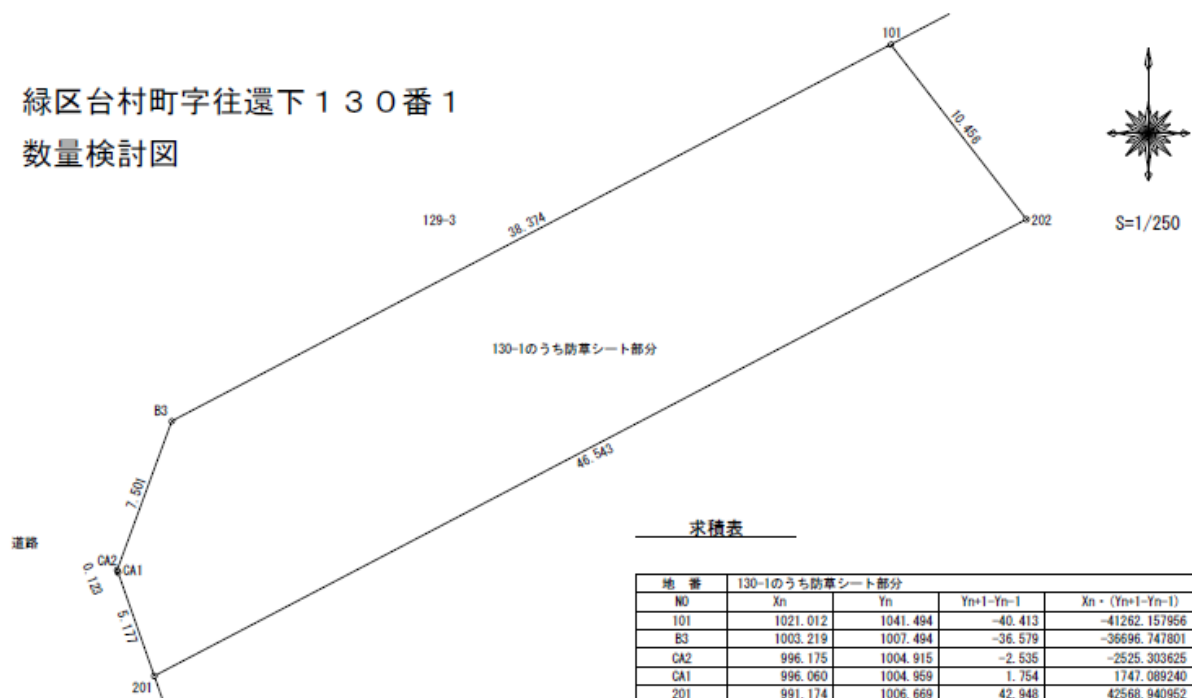
令和 年 月 日に締結した公有財産賃貸借契約書第17条の規定に基づき、貸付物件を原状に回復し、貴市の立会及び確認を得て返還します。

種 別	土 地	新 規
表 示	緑区台村町130番1内	
	地 目 宅地	地 積 駐車場範囲 449.51㎡ 管理範囲 2,121.70㎡
貸付期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
土地返還日	令和 年 月 日	
立会年月日	令和 年 月 日	
添付書類	現況写真(原状復帰後のもの)	

(提出先) 財政局 ファシリティマネジメント推進課
電話 045 (671) 3806

測量図（駐車場範囲）

緑区台村町字往還下130番1 数量検討図



求積表

地 番	130-1のうち防草シート部分			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn × (Yn+1-Yn-1)
101	1021.012	1041.494	-40.413	-41262.157956
B3	1003.219	1007.494	-36.579	-36696.747801
CA2	996.175	1004.915	-2.535	-2525.303625
CA1	996.060	1004.959	1.754	1747.089240
201	991.174	1006.669	42.948	42568.940952
202	1012.754	1047.907	34.825	35269.158050
合 計				-899.021140
合 計 面 積				449.5105700
地 積				449.51 m ²

※ 実測図ではありません。

※ 各種資料（地積測量図、道路台帳図面等）を基に作成した図面です。

※ 数量範囲の根拠等の参考図です。

単位：m

現地写真



※ 南西側道路から撮影（現況を優先とします。）

駐車場範囲及び管理範囲



【注意事項】土地の表示は概要です。駐車場範囲と管理範囲は現況を優先とします。
(Googleマップから引用)

	駐車場範囲 (449.51㎡)
	管理範囲 (2,121.70㎡)

募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先

所 在	〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目50番地の10
担 当 部 署	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課（横浜市庁舎12階） 担当 阿部
電 話 番 号	045-671-3806 （直通）
Eメール	za-kanzai@city.yokohama.lg.jp
受 付 時 間	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日除く）
備 考	本要項以外の追加情報等がある場合には、横浜市財政局ホームページに掲載しますので、応募にあたっては確認をお願いします。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/